

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成28年8月25日

京都市長 門川 大作

1 許可年月日及び許可番号

平成28年2月17日 第4430号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市山科区西野山欠ノ上町71番地の1,72番地の1,72番地の3,72番地の4,72番地の5,72番地の6,72番地の7,72番地の8,72番地の9,72番地の10,72番地の11,72番地の12,72番地の13,72番地の14,72番地の15,73番地の1,74番地の4及び78番地の10,同区西野山南畑町7番地の1,7番地の2,7番地の3,7番地の4,7番地の5,7番地の6,7番地の7,7番地の8,7番地の9,7番地の10,7番地の11,7番地の12,7番地の13,7番地の14,7番地の15,7番地の16,7番地の17,7番地の18及び10番地の21並びに市有地(未登記)

3 許可を受けた者の住所及び氏名

滋賀県守山市梅田町15番9号

橋本不動産株式会社

代表取締役 橋本達雄

(都市計画局都市景観部開発指導課)